

3 資料

(1) よくある質問と答え

Q 1 保護者への就学に関する情報提供は、いつから行えばよいですか。
また、どのような内容を、どのようにお知らせすればよいですか。

A 1 就学先決定が円滑に進められるためには、本格的な就学期の相談が開始される以前の適切な時期に、本人・保護者に対して就学に関するガイダンスを行うことが必要です。

その内容は、全体的な事務手続の流れ、就学相談や学校見学等のスケジュール、域内の学校（通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校）や支援のための資源の状況のほか、入学までのスケジュール等が考えられます。その際、就学先についての意見聴取が行われること、実際の就学先決定後も障害の状態等を踏まえ柔軟に転学が可能であることを伝え、その理解を促すことが大切です。

また、保護者の意向は可能な限り尊重されることを伝え、保護者が安心して相談に臨むことができるようにし、保護者の就学相談に対する主体性を引き出すことが大切です。

Q 2 市町村教育委員会が一貫した教育支援を行うに当たって、どのような体制を整備すればよいですか。

A 2 早期からの一貫した支援を行うためには、市町村教育委員会が乳幼児健康診査等の実施や早期支援に係る機関（認定子ども園、保育所、幼稚園、医療機関、福祉施設等）を所管する市町村担当部局との連携を密にし、関係する情報を適切に共有するなど、円滑な連携体制を整えることが必要です。

また、教育相談の実施や個別の教育支援計画の作成等を行うために、特別支援教育の経験豊かな小・中学校の教員を活用したり、地域の特別支援学校を活用することなどが考えられます。

このほか、関係機関や専門家等の人材が確保しにくい市町村においては、例えば、複数の市町村教育委員会が共同で「教育支援委員会（就学指導委員会等）」を設置するなど、複数の市町村が連携して体制整備をすることも考えられます。

なお、「教育支援委員会（就学指導委員会等）」については、早期

からの教育相談・支援や就学先決定時のみならず、その後の一貫した支援についても助言を行うよう機能の拡充を図っていくことに留意する必要があります。

Q 3 特別支援学校に在籍する児童生徒が、小・中学校への転学を希望する場合、どのように手続きを行えばよいですか。

A 3 転学が想定されるケースは、①障害の程度が学校教育法施行令第22条の3に示す表の程度ではなくなった場合、②障害の状態等の変化により小・中学校への就学が可能であると在籍する特別支援学校長が思料する場合の2つがあります。

①の場合、市町村教育委員会は、県教育委員会からの通知を受け、就学する小・中学校を決定し、就学通知を発出します。

②の場合、当該特別支援学校長は、障害の状態等の変化により小・中学校への就学が適当であると思料する旨を、県教育委員会を經由して住所のある市町村教育委員会に通知します。市町村教育委員会は、通知を踏まえ、当該児童生徒について再度就学先の検討を行い、新たに小・中学校へ就学させるか、引き続き特別支援学校に就学させるかの判断を行います。その後、関係通知を発出することになります。

なお、当該児童生徒の障害の状態や学習活動に関する情報が円滑に引き継がれ、滞りなく学習活動が行えるよう、関係者間の連絡を密に行うことが大切です。

Q 4 他県の特別支援学校に在籍する児童生徒が転入する場合、どのように手続きを行えばよいですか。

A 4 転入先となる市町村教育委員会は、転入してくる児童生徒の就学先を決定し、保護者及び県教育委員会に通知することになります。

就学先の検討は通常の手続きに準じて行うこととなります。この際、時間に暇がない等の事情により「教育支援委員会（就学指導委員会等）」の開催が難しい場合も考えられますが、例えば、保護者の了解を得て、住所のある市町村教育委員会や前籍校から、障害の状態や教育支援の内容に関する資料の提供を受け、判断の材料とすることも考えられます。

Q 5 福祉施設への入所に伴い特別支援学校への転学を検討する場合、留意すべきことは何ですか。

A 5 福祉施設へ入所したからといって、就学先が特別支援学校となるわけではありません。障害の程度が、学校教育法施行令第22条の3の表に示す程度である者が特別支援学校へ就学できます。

就学先は、児童生徒の障害の状態、本人の教育的ニーズ、本人・保護者の意見、専門家の意見、学校や地域の状況等を踏まえて総合的な観点から判断する必要があります。

市町村教育委員会は、児童相談所等との連携を密にし、適切に就学先の検討を行うことが大切です。

なお、施設入所に伴って住所が異動する場合は、転出先の市町村教育委員会が就学先を決定することも想定されるため、あらかじめ情報を共有しておくことが大切です。